

静岡県立大学短期大学部学生部長の任期及び選考に関する規則

平成 19 年 4 月 1 日 規則第 52 号

令和 5 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県公立大学法人組織規則第 3 条第 1 項に規定する学生部長(以下「学生部長」という。)の任期及び選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第 2 条 学生部長の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

2 任期の途中で学生部長の交代があった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(選考の事由)

第 3 条 学生部長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 学生部長の任期が満了するとき。
- (2) 学生部長の辞任を理事長に申し出たとき。
- (3) 学生部長が前 2 号以外の理由で欠員となったとき。

(選考の時期)

第 4 条 学生部長候補者の選考は、前条各号に規定する事由により、それぞれ次の期間内に行うものとする。

- (1) 前条第 1 号による場合は、任期満了日前 1 月まで選考を完了する。
- (2) 前条第 2 号又は第 3 号による場合は、その事由が生じた後速やかに行う。

(学生部長候補者の選考)

第 5 条 理事長は、短期大学部の専任教授又は事務職員のうちから、学長の意見を聴いて、学生部長候補者を選考する。

(任命の手続)

第 6 条 理事長は、前条の学生部長候補者を、学生部長として任命する。

(委任)

第 7 条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の制定前に学生部長であった者(以下「従前の学生部長」という。)で引き続きこの規則により学生部長に任命されたものの任期は、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、従前の学生部長としての残任期間と同一の期間とする。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。